

Ver. 3

よくわかる！期間平均生産面積



北海道農政事務所農政推進課

このパンフレットは平成20年5月16日
現在の情報に基づくものであり、今後
更新される場合がありますので、ご注
意ください。

目次

はじめに	1
I 期間内生産量の登録と期間平均生産面積の通知等の手続き	2
(1) 期間内生産量として登録できる数量	3
(2) 過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書 (様式第21号)の記入の仕方	4
(3) 期間内生産量の分割について	7
(4) 基準期間に対象農産物の収穫ができなかったとき	10
II 期間平均生産面積の移動の考え方	15
III もっと詳しくお知りになりたい方へ	19
(1) 例1～例3の解説	19
(2) 期間平均生産面積の合算について	21
IV 過去の生産実績に基づく交付金の申請手続き	22
(1) 「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書 (様式第4号)の記入の仕方	22
(2) 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積計算書 (様式第5号)の記入の仕方	23
(3) 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積登録書 (当年度移動) (様式第6号)の記入の仕方	24

はじめに

水田・畑作経営所得安定対策において、対象要件を満たして申請すると、支払われる生産条件不利補正交付金（過去の生産実績に基づく交付金）は、「期間平均生産面積」を基準に支払われます。

期間平均生産面積は、平成16～18年の3カ年の生産量（期間内生産量）を北海道農政事務所に登録していただき、農政事務所がそれを面積に換算してお知らせする仕組みとなっています。

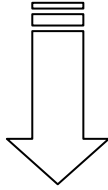
また、期間平均生産面積は、出荷実績に基づいて算定されることから、一筆一筆の農地ごとに設定されるものではなく、農業者単位に設定されるので、作付ける作物の種類や作付面積が変わっても変化しないものです。

ただし、経営規模が拡大又は縮小する場合は、期間平均生産面積を移動できる仕組みとなっています。

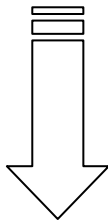
この冊子は、期間内生産量の登録と、期間平均生産面積の移動に係るルールや手続きを説明したものです。この冊子の内容について御理解の上、手続きを行ってください。

I 期間内生産量の登録と期間平均生産面積の通知等の手続き

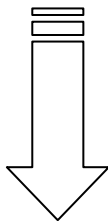
① 期間内生産量の登録



農政事務所では、登録された方全員に、期間平均生産面積の保有者として期間平均生産面積保有者コードを付与するとともに、期間平均生産面積を通知します。



② 期間平均生産面積の移動



③期間平均生産面積の通知を受け、過去の生産実績に基づく交付金の交付申請を行う方は、20年6月30日まで(手続きが間に合わない方は9月30日まで)に申請手続きを行って下さい。

一度、期間内生産量の登録を済ませられた方は、次年度以降、再度、登録手続きを行う必要はありません。

平成16、17、18年(基準期間内)に、麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょを出荷し、麦作経営安定資金や大豆交付金などの対象となったものを、まだ登録していない場合は、水田・畑作経営所得安定対策の対象農業者である方も対象農業者でない方も、期間内生産量(出荷した数量)の登録を行うことができます。

未登録の期間内生産量があり、平成20年度の交付申請を行う場合、期間内生産量の登録期限は、20年6月30日までです。

※20年7月1日以降も随時、期間内生産量の登録はできますが、その実績について交付申請できるのは次年度以降になります。

ポイント

①期間内生産量の登録



②期間平均生産面積の移動



③交付申請

[②の移動の申請と③の交付申請は同時に手続きを行うことができます。]

(1) 期間内生産量として登録できる数量

特定対象農産物	添付していただく伝票等
麦 ・麦作経営安定資金の交付対象数量 ・政府麦の対象数量(春まき小麦、秋まき小麦、二条大麦、六条大麦及びはだか麦の別に確認)	①麦作経営安定資金対象数量 ・麦作経営安定資金交付実績(銘柄別の対象数量)を確認できる書類(明細書の写し等) ②政府麦対象数量 ・銘柄別に農産物規格規程の2以上の等級に格付けされた出荷数量を確認できる書類(出荷伝票の写し等) 伝票の日付は、平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間
大豆 ・大豆交付金対象数量(ただし、18年産は大豆交付金の交付対象として農協等に出荷した数量)	①大豆交付金対象数量(16及び17年産) ・大豆交付金交付実績(対象数量)を確認できる書類(明細書の写し等) ②大豆交付金の交付対象として出荷した数量(18年産) ・売渡委託申込書の写し ・出荷数量を確認できる書類(入庫伝票の写し等) ・大豆品位等検査結果を確認できる書類(農産物検査結果通知書の写し等) 伝票の日付は平成16年4月1日から平成19年3月31日までの期間
てん菜 ・てん菜の出荷数量に、国内産糖製造数量に占める国内産糖交付金の交付対象とされるものの比率(0.946)を乗じた数量	・出荷伝票の写し等 平成16年1月1日から平成18年12月31日までの期間に は種されたもの(平成16年産・17年産・18年産)の出荷伝票です。
でん粉原料用ばれいしょ ・でん粉原料用ばれいしょの出荷数量に、国内産ばれいしょでん粉製造数量に占める糖化用又は化工でん粉用に仕向けられるものの比率(0.626)を乗じた数量	・受入証明書の写し (農協系でん粉工場へ出荷されたもの等に限る) 平成16年1月1日から平成18年12月31日までの期間に は種されたもの(平成16年産・17年産・18年産)の出荷伝票です。

- ・伝票等の日付に注意してください。
(例えば、19年4月に入って集荷された大豆は期間内生産量の対象になりません。)

次に説明します登録書(様式第21号)に伝票等を添付していただくこととなります。

(2) 過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書(様式第21号)の記入の仕方

認定農業者の場合

※ 非担い手(対象農業者以外)の方も同様に提出してください

様式第21号

過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書


北海道農政事務所長 殿

申請月日を記入。

平成20年5月20日

氏名、住所を記入。

認印で可。

住所 札幌市中央区北4条西17丁目19-6
氏名 北海次郎 

過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量について、登録したいので下記のとおり申請します。

記

特定対象農産物名	平成16年産 (注1)	平成17年産 (注1)	平成18年産 (注1)	実単収適用市町村名 (注2)	分割の有無 (注3)	災害等により除く年 (注4)
小麦(秋)	kg	15,000 kg	20,000 kg	札幌市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	16, 17, 18
小麦(春)	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
二条大麦	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
六条大麦	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
はだか麦	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
大豆	5,000 kg	8,000 kg	6,000 kg	札幌市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	16, 17, 18
てん菜	75,000 kg	85,000 kg	70,000 kg	札幌市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	16, 17, 18
でん粉原料用ばれいしょ	45,000 kg	40,000 kg	55,000 kg	札幌市	有 <input checked="" type="radio"/> 無 <input type="radio"/>	16, 17, 18

各年産ごとの数量を記載。(数量を証明する出荷伝票等を添付のこと。)

てん菜とでん粉原料用ばれいしょは交付対象比率を乗じた数値を記入してください。(計算に際しては、5ページの計算書を利用してください。)

基準期間から災害等の年を除くことを希望する場合は、除く年に○印を付け、11ページの別紙様式第22号及び証明書類を添付。

(注意事項)

- 期間内生産量を確認できる伝票等の書類を添付してください。
- 実単収適用市町村名は、平成16年時点の市町村名を記入してください。
また、認定農業者又は特定農業団体の場合は認定市町村名、集落営農組織の場合は集落目標設定市町村名、その他の期間内生産量登録者の場合はその主として農作業を行う農地が所在する市町村名を記入してください。
- 委託者、構成員等に分割する場合は、「有」に○印を付け、「過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書(分割用)」(様式第21号関係)を併せて提出してください。
なお、分割が無い場合は、「無」に必ず○印を付けてください。
- 基準期間内の災害等により算定の年から除くことを希望する場合は、希望する年に○印を付け、「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」(様式第22号)及び災害等があったことを確認できる書類を添付してください。

期間内生産量を委託者や構成員等に分割する場合は「有」に○印を付け、9ページの「過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書(分割用)」(様式第21号の別添)も提出。

申請者氏名等記入欄

氏名	同上	住所	同上	電話	011-642-XXXX
----	----	----	----	----	--------------

忘れずに記入。

実単収を適用する市町村名は、平成16年時点におけるものを記入してください。(単収は19年5月に農林水産省から告示済)

【期間内生産量の記入注意事項】

「kg」未満の数値については、四捨五入で処理してください。

(例) 大豆 124.5kg の場合は、125kg と記入してください。

(参考) 伝票の取扱いについて

過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書（様式第21号）に添付する伝票が、期間内生産量の登録申請者以外の者が名義人となっている伝票の場合は、下記の場合において、期間内生産量の登録申請者以外の者が名義人となっている伝票の写し等に基づき期間内生産量を登録できることとします。
それぞれ該当する書類を添付してください。

- ①名義人の名称又は代表者の変更
名称又は代表者の変更があったことが分かる書類（総会資料、登記簿等の写し）
- ②名義人の死亡
相続人が申請できることとし、名義人と相続人の関係が分かる書類（戸籍謄本等の写し）
- ③名義人の経営移譲
経営移譲があったことが分かる書類（契約書等の写し）
- ④家族・親族の名義の伝票
家族・親族であることが分かる書類（家族経営協定、住民票等の写し）

個人申請の場合

てん菜とでん粉原料用ばれいしょは、数量（正味重量）に交付対象比率を乗じた数値が期間内生産量となりますので、下記の計算書を使用し、様式第21号に記入してください。

てん菜及びでん粉原料用ばれいしょに係る期間内生産量の計算書

◎てん菜

氏 名 _____

	出荷数量(正味重量)①	交付対象比率②	期間内生産量③=①×②
16年	kg	0.946	kg
17年	kg		kg
18年	kg		kg

③の数値を様式第21号の期間内生産量の欄へ転記してください。

◎でん粉原料用ばれいしょ

	受入数量(正味重量)①	交付対象比率②	期間内生産量③=①×②
16年	kg	0.626	kg
17年	kg		kg
18年	kg		kg

③の数値を様式第21号の期間内生産量の欄へ転記してください。

事務手続きを委託する場合

実施要領第7の4の(1)の事務手続きの委託等により、期間内生産量の登録手続きを委託した場合は、当該登録手続きの受託者は委託者に係る伝票等に関する内容を下記のような一覧表形式にとりまとめ、これを証明書類とすることができます。

ただし、一覧表形式の場合、

- ア) 発行者（農協等）
 - イ) 出荷者（名義人）
 - ウ) 日付（出荷日、受入日、集荷日、経理日であって、伝票の発行・作成日ではない）
 - エ) 特定対象農産物の種類
 - オ) 特定対象農産物の期間内生産量
- が記載されていることが必要です。

例 1

代理申請に使用する伝票(一覧表形式イメージ)

作成年月日：平成××年×月××日

特定対象農産物の種類：

年産区分：

発行者名：JAOO

No	出荷者氏名(名義人)	受入月日	特定対象農産物の出荷数量	備考欄
1			kg	
2			kg	
3			kg	
4			kg	
5			kg	
6			kg	
7			kg	
8			kg	
9			kg	
10			kg	
11			kg	
12			kg	
13			kg	
14			kg	
15			kg	

注：特定対象農産物の出荷数量の「kg」未満の数値については、四捨五入して記入してください。

例 2

てん菜及びでん粉原料用ばれいしょに係る期間内生産量の計算書

作成年月日：平成××年×月××日

対象農産物：でん粉原料用ばれいしょ

年産区分：16年産

計算書作成者名：JAOO

No	氏名	受入月日	受入数量(正味重量)①	交付対象比率②	期間内生産量③=①×②
1			kg	%	kg
2			kg		kg
3			kg		kg
4			kg		kg
5			kg		kg
6			kg		kg
7			kg		kg
8			kg		kg
9			kg		kg
10			kg		kg
11			kg		kg
12			kg		kg
13			kg		kg
14			kg		kg
15			kg		kg

③の数値を様式第21号の期間内生産量の欄へ転記してください。

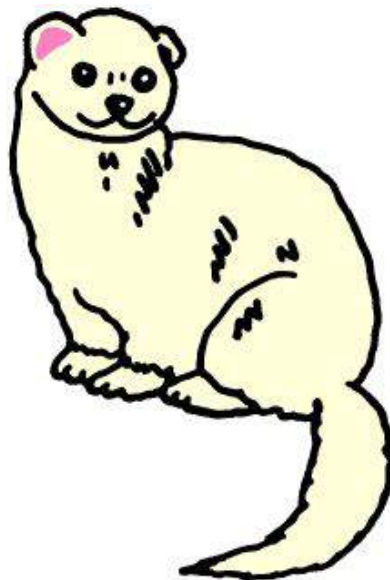
(3) 期間内生産量の分割について

目的

農作業の委託をしたり、組織として共同で対象農産物を出荷していた場合、期間内生産量の登録時に、期間内生産量を委託者や構成員に分割することができます。

生産組織(任意組織)が出荷名義を保有しており、当該組織が対象者とならない場合であって、当該組織に期間平均生産面積を設定した場合については、後々、農地の使用収益権等に伴う移動ができないことが想定されることから、予め構成員に分割を行っておくことが適当です。

手続きは、8ページの登録書(様式第21号)に、9ページの別添様式を添付することで行います。



(3) 期間内生産量の分割について

過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書(様式第21号)の記入の仕方

任意組合等が分割する場合

様式第21号
過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書

北海道農政事務所長 殿

平成20年 5月20日

住所 札幌市中央区北4条西17丁目19-6
氏名 北国担い手ファーム 代表 北海次郎

過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量について、登録したいので下記のとおり申請します。

記

特定対象農産物名	平成16年産 (注1)	平成17年産 (注1)	平成18年産 (注1)	実単収適用市町村名 (注2)	分割の有無 (注3)	災害等により除く年 (注4)
小麦(秋)	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
小麦(春)	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
二条大麦	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
六条大麦	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
はだか麦	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
大豆	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18
てん菜	75,000 kg	85,000 kg	70,000 kg	札幌市	<input checked="" type="checkbox"/> 有・無	16, 17, 18
でん粉原料用ばいしよ	kg	kg	kg		有・無	16, 17, 18

(注意事項)
 (1) 期間内生産量を確認できる伝票等の書類を添付してください。
 (2) 実単収適用市町村名は、平成16年時点の市町村名を記入してください。
 また、認定農業者又は特定農業団体の場合は認定市町村名、集落営農組織の場合は集積目標設定市町村名、その他の期間内生産量登録者の場合はその主として農作業を行う農地が所在する市町村名を記入してください。
 (3) 委託者、構成員等に分割する場合は、「有」に○印を付け、「過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書(分割用)」(様式第21号関係)を併せて提出してください。
 なお、分割が無い場合は、「無」に必ず○印を付けてください。
 (4) 基準期間内の災害等により算定の年から除くことを希望する場合は、希望する年に○印を付け、「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」(様式第22号)及び災害等があったことを確認できる書類を添付してください。

申請者氏名等記入欄

氏名	同上	住所	同上	電話	011-642-XXXX
----	----	----	----	----	--------------

申請月日を記入。

氏名、住所を記入。

認印で可。

各年産ごとの数量を記載。
(数量を証明する出荷伝票等を添付のこと。)
てん菜とでん粉原料用ばいしよは交付対象比率を乗じた数値を記載してください。
(計算に際しては、5ページの計算書を利用してください。)

期間内生産量を委託者や構成員等に分割する場合は「有」に○印を付け、9ページの「過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書(分割用)」(様式第21号の別添)も提出。

忘れずに記入。

実単収を適用する市町村名は、平成16年時点におけるものを記入してください。(単収は19年5月に農林水産省から告示済です。)

【期間内生産量の記入注意事項】

「kg」未満の数値については、四捨五入で処理してください。

(例) 大豆 124.5kg の場合は、125kg と記入してください。

任意組合等が分割する場合(つづき)

分割する特定対象農産物に○印を付けます。また、特定対象農産物の種類ごとに様式を作成します。

別添 (様式第21号関係)

過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書 (分割用)

1. 分割する特定対象農産物の種類

該当する種類名を○で囲んで下さい

小麦 (秋) ・ 小麦 (春) ・ 二条大麦 ・ 六条大麦 ・ はだか麦 ・ 大豆 ・ **てん菜** ・ でん粉原料用ばいれいしよ

分割者合計:	2	名
登録書の枚数	1	枚

分割を受ける委託者・構成員の数を記入してください。

2. 期間内生産量の分割の内訳

氏名	住所	電話番号	平成16年産	平成17年産	平成18年産	実単収 適用 市町村名	田又は 畑の面積 (注1)	分割の 合意印 (注2)	添付 書類 (注3)
① 申請者分									
② 分割を受ける委託者・構成員等分の小計									
1 地域 耕太	札幌市白石区平和通2丁目	011-642-XXXX	26,000	26,250	25,000	札幌市	5,000	○	○
2 統計 花子	札幌市中央区大通西10丁目	011-642-XXXX	21,200	21,000	20,000	札幌市	4,000	○	○
③ 合計 (①+②)			73,200	73,500	70,000		14,000		

分割を受ける委託者・構成員の氏名、住所、電話番号、分割された数量(年産別)、実単収適用市町村名、田又は畑の面積を記入してください。

受託者等と委託者等との間に合意があり、その合意により期間内生産量を分割する数量を任意に定めることができます。ただし、分割数量は以下の計算結果のいずれか大きい数量が上限となります。

- ① 委託者等が期間内生産量を登録する日に有する農地の合計面積 × 市町村の平年的単収
【例A】統計花子さんの場合 (平成16年産)
 $40a \times \text{札幌市の平年的単収} (5,300\text{kg}/10a) = 21,200\text{kg}$
- ② 委託者等が有するすべての期間内生産量 ÷ 全ての委託者等が有する農地の合計面積 × 分割に合意した委託者等が有する農地
【例B】地域耕太さんの場合 (平成17年産)
 $73,500\text{kg} \div 140a \times 50a = 26,250\text{kg}$

(注意事項)
 (1) 田又は畑の面積は、農地基本台帳により確認できる面積及び把握できる面積を記入し、これらの面積が確認できる書類を添付してください。
 (2) 分割の合意印は分割を受ける者が押印してください。なお、本欄に押印のある場合は、別紙3の2の(2)のイの合意があることを確認できる書類に代えることができます。
 (3) 分割を受ける者が別紙3の2の(2)のアの農作業を委託したこと又は当該組織の構成員であったことを確認できる書類を添付して下さい。
 (4) ③の合計は、「過去の生産実績に基づく交付金の期間内生産量登録書」(様式第21号)の生産量と一致します。

(4) 基準期間に対象農産物の収穫ができなかったとき

過去の生産実績に基づく交付金の

基準期間(16~18年)に対象農産物の収穫ができなかったとき

期間平均生産面積は、16~18年の3年間の生産量を農政事務所が面積に換算して算出しますが、この間に災害や土地改良事業の実施等により対象農産物の生産ができなかった年があった場合は、申し出により、その年を除いて算定することができます。

具体的には、以下のような場合が該当します。

- ①土地改良事業又は災害復旧事業等の実施により対象農産物を生産できなかった場合
- ②風水害その他の気象上の原因(地震及び噴火を含む。)による災害又は水害により、対象農産物を生産する一筆又は複数筆の農地が収穫皆無となる被害を受けた場合、又は、都道府県等が災害等により種子の供給に支障が生じかねないと判断し、やむを得ず生産物を種子用に転用した場合

※①は当該年のすべての対象農産物が除外、②は当該年の災害を受けた農作物のみ除外されます。

この場合、農業共済組合による「収穫皆無」、「移植(発芽)不能耕地」、麦の「転作等耕地」、てん菜の「収穫不能」となったことを証明する証明書(13ページに証明例)や事業実施主体による土地改良事業の実施計画書等を様式第22号「災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書」と併せて農政事務所に提出する必要があります。

なお、以下のような事例もありますので、ご不明の点があれば、お近くの農政事務所地域課にご相談ください。

事例 1

この春、雪腐病により小麦が収穫できる見込みが全くなかったため、畑を廃耕し、その後大豆を植えて収穫した事例がありました。

この場合、廃耕した畑について農業共済組合により麦の「転作等耕地」と証明されれば、麦について18年の分を算定から除外することができます。

大豆については16、17、18年の生産量が期間平均生産面積に算定されます。

事例 2

この秋、大型の低気圧の通過により、てん菜の畑が泥水で埋まる被害を受け、畑に農作物が残っていても収穫できなくなる事例がありました。

この場合、畑に農作物が残っているため「収穫皆無」の証明はできませんが、農業共済組合により「収穫不能」と証明されれば、水田・畑作経営所得安定対策における「収穫皆無」と同様に算定から除外することができます。

したがって、「収穫不能」の証明書を北海道農政事務所に提出してください。

事例 3

平成16年の秋から冬に土地改良事業が実施されたため、当初、作付を計画していた平成17年産秋まき小麦をは種できず、やむを得ず平成17年産春まき小麦を作付けした場合でも、「収穫皆無」と同様の取り扱いで、平成17年産分を算定除外とする申請ができます。

ただし、この場合、春まき小麦を含む平成17年産の全ての特定対象農産物の生産量の登録はできません。


災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書(様式第22号)の記入の仕方

様式第22号

災害等による特定対象農産物の生産量の算定除外の申出書

平成20年5月20日

北海道農政事務所長 殿

住所 札幌市中央区北4条西17丁目19-6
氏名 北海次郎 

過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積の算出にあたり、災害等により期間平均生産面積の算定から除外したい年があるので、下記のとおり申し出ます。

記

1 期間平均生産面積の算定から除外する年(いずれかに○印)

16年・17年・18年

2 理由(次のア～エのいずれかに○印)

ア	土地改良事業又は災害復旧事業の実施によるもの
イ	ア以外のこれに類する事業の実施によるもの
ウ	災害又は火災によるもの
エ	災害又は火災によりやむを得ず生産物を種子用に転用したことによるもの

(注意事項)

(1) 上記2の申出の理由を確認できる書類を添付してください。

(2) 農業共済組合等において収穫皆無となったことを確認できない場合にあっては、別紙「収穫皆無となったことの証明書」を添付してください。

提出日を記入。

住所、氏名を記入。認印で可。

算定から除外する年のいずれかに○印を付けること。

理由のいずれかに○印を付け、理由を証明する以下の書類を添付。
・事業の実施計画書又は事業実施主体等による通年施工が行われたことを証する書類、又は、農業共済組合や市町村等による収穫皆無となったことを証明する書類(共済加入者名、年産、農産物名、収穫皆無となった農地の地名・地番が記載されているもの)。

参 考

農業共済組合による収穫皆無等となったことの証明例

(様式一例)

収穫皆無等となったことの証明書

(氏名)○○○○○
(住所)○○○○○○○○○○○○○○○

農業共済における収穫皆無、移植(発芽)不能耕地、転作等耕地について

年産	農産物名 (共済目的)	区分	農地の地名地番
			北海道の場合は 耕地番号となる

注：区分欄には「収穫皆無」、「移植(発芽)不能耕地」、「転作等耕地」のいずれかを記入する。

上記の事実があったことについて証明する。

年 月 日

住所
○○農業共済組合組合長理事 印
(○○市町村長)

市町村又は農業協同組合による収穫皆無等となったことの証明例

(別紙)

収穫皆無となったことの証明書

- 1 氏名

- 2 住所

- 3 収穫皆無となった農産物名及び年産

- 4 収穫皆無となった農地の地名地番

- 5 収穫皆無となった理由

上記の事実があったことについて証明する。

年 月 日
住所
氏名 (市町村長又は
農業協同組合の代表者) 印

土地改良事業等を証明する書類について

期間内生産量について、土地改良事業、災害復旧事業等により算定を除外する場合には、当該事業の通年施行が行われたこと及び当該事業により農地が占有されたこと等を証明する書類（以下「土地改良事業等を証明する書類」という。）の提出が必要です。土地改良事業等を証明する書類は、次の1及び2の要件を満たしていなければなりません。

なお、占有されたことを証明する書類には、農地の一時転用を証する書類も含まれません。

- 1 土地改良事業等を証明する書類には、次の（1）～（4）項目が含まれていること。（事業計画書ではなく、新たな書類を作成してもよい）
 - （1）事業実施主体、施行主名
 - （2）事業名、工事種類、占有であればその占有目的
 - （3）事業、工事実施箇所（申請者が特定対象農産物を生産しようとしていたほ場の地番）
 - （4）事業、工事の期間
- 2 土地改良事業等を証明する書類には、当該事業の事業実施主体（又は工事事務所長等）に確認印を押してもらうこと。

【注 意】

土地改良事業等を証明する書類として、新たな書類を作成する場合でも、事業計画書の部分コピーを使用する場合でも、いずれにあっても、証明する書類に当該事業の事業実施主体（又は工事事務所長等）に確認印を押してもらう必要があります。

- 3 事業により農地が占有されたこと等とは、例えば、公共事業等の建設工事により、資材置き場、搬入道路等のために占有又は一時転用されたことを言います。

Ⅱ 期間平均生産面積の移動の考え方

移動のルール

期間平均生産面積は以下のルールの下で他の農業者に移動させることができます。

ルール1

田又は畑の権利移動又は農作業受委託を行った場合に限り、期間平均生産面積を移動させることができます。

ルール2

期間平均生産面積の移動は当事者間での合意に基づき行います。

ルール3

期間平均生産面積の移動量は以下の範囲で任意に設定できます(任意とは0以上～式で計算される上限をいいます。)。移動する期間平均生産面積の特定対象農産物(麦、大豆、てん菜、でん粉原料用ばれいしょ)の内訳も任意です。

16～18年度に行った田又は畑の権利移動等
(移動できる期間平均生産面積) 以下の式で計算される値の範囲内

(1) 移動できる面積

下限: Oha

上限: ① 移動する経営面積
② 移動する経営面積 × $\frac{\text{移動前の期間平均生産面積の合計面積}}{\text{移動前の経営面積}}$

のうち、いずれか大きい方の面積

(2) 移動する期間平均生産面積の特定対象農産物の内訳

任意

19年度以降は上記に加え、以下のルールが加わります。
(縮小後に出し手に残る期間平均生産面積) 以下の式で計算される値の範囲内

(1) 保有できる面積

下限: Oha

上限: ① 縮小後の経営面積
② 縮小後の経営面積 × $\frac{\text{縮小前の期間平均生産面積の合計面積}}{\text{縮小前の経営面積}}$

のうち、いずれか大きい方の面積

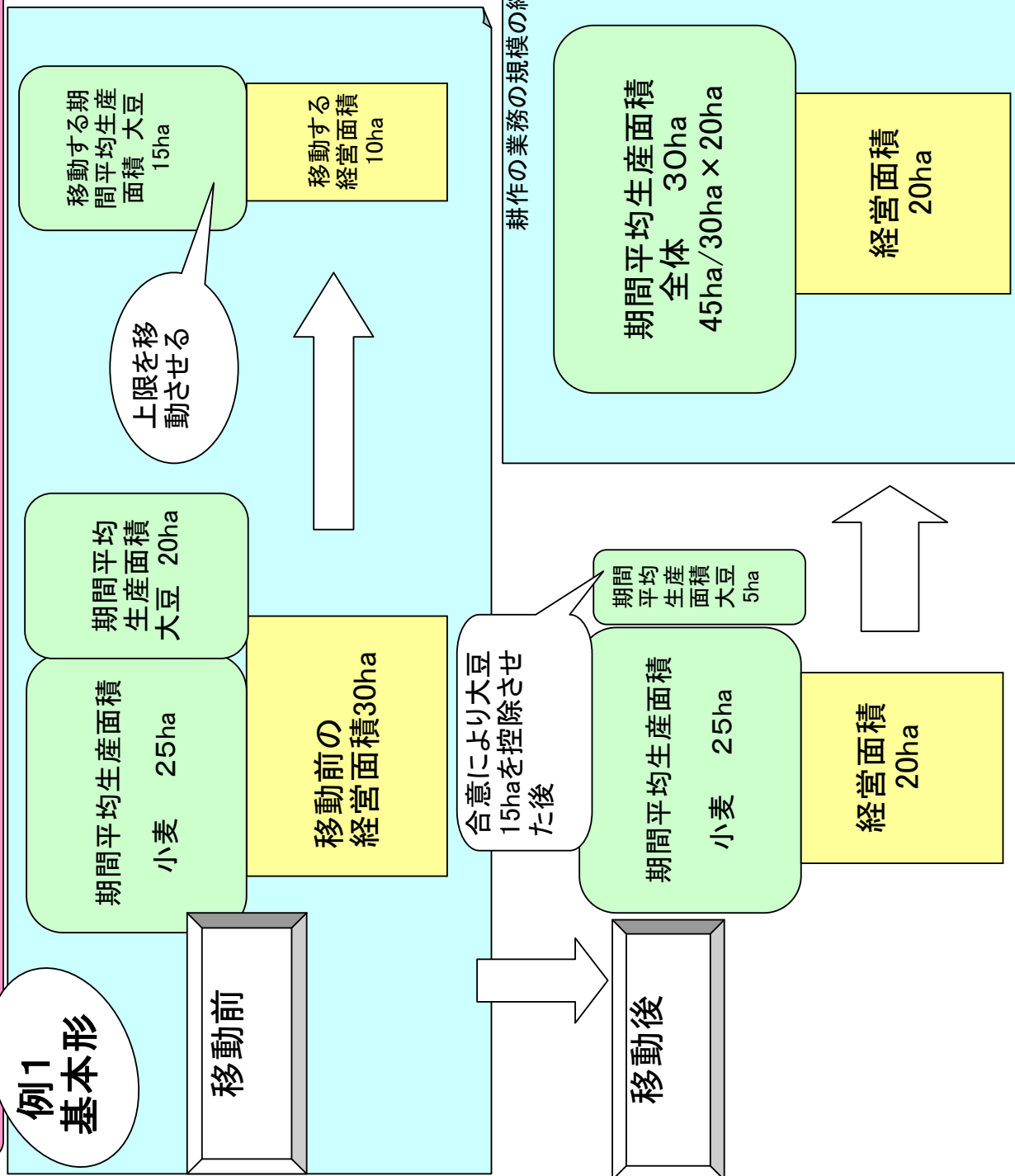
(2) 保有できる期間平均生産面積の特定対象農産物別の内訳

期間平均生産面積の圧縮が不要の場合: 相手方に移動させた後の期間平均生産面積の残り

期間平均生産面積の圧縮が必要な場合: 相手方に移動させた後の残りの特定対象農産物別の期間平均生産面積の面積比率に応じて圧縮

期間平均生産面積の移動のルールを図解します

例1 基本形



(解説)

移動できる期間平均生産面積の上限は、
 $\frac{\text{期間平均生産面積}}{\text{移動する経営面積}} \times \text{移動前の経営面積}$

ですのでこの場合は、

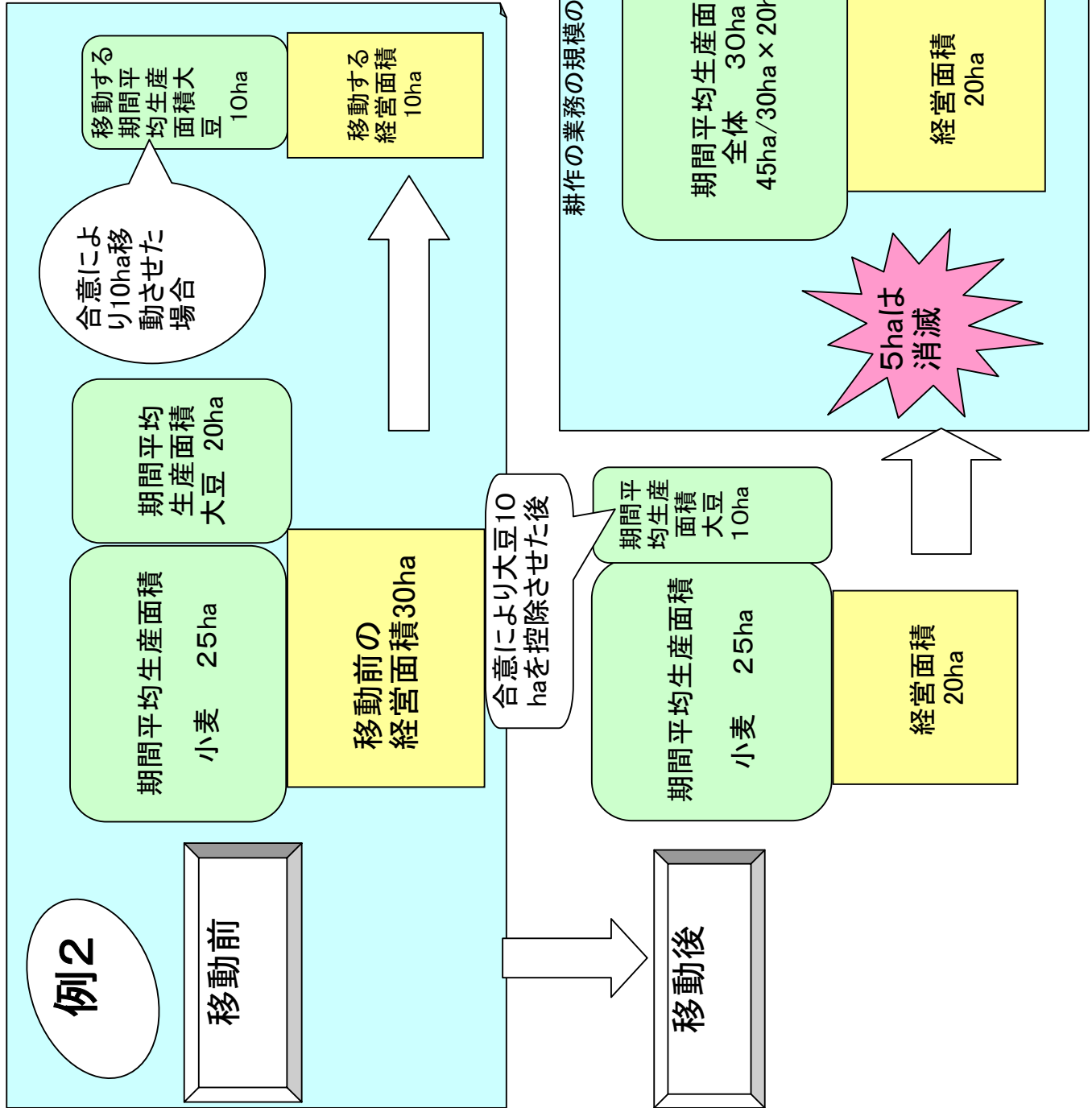
$$10\text{ha} \times \frac{45}{30} = 10\text{ha} \times 1.5 = 15\text{ha}$$

となります。

図では大豆の期間平均生産面積を15ha移動していますが、小麦であっても、または両者の組み合わせであっても可能です。

(解説)

例1と異なり10haしか期間平均生産面積を移動させなかった場合です。この場合は縮小後に残せる期間平均生産面積の上限のルールが適用され、出し手の期間平均生産面積は30haまで圧縮されます。



※一度消滅した期間平均生産面積を再び登録することはできません。

例3

移動前

期間平均生産面積
小麦 25ha

期間平均
生産面積
大豆 20ha

移動前の
経営面積30ha

移動する
経営面積
10ha

(解説)

期間平均生産面積を全て移動させなかった場合です。この場合も例2と同じく出し手の期間平均生産面積は30haまで圧縮されます。

移動後

期間平均生産面積
小麦 25ha

期間平均
生産面積
大豆 20ha

移動がないので期間
平均生産面積は不変

経営面積
20ha

期間平均
生産面積
大豆 20ha

15haは
消滅

耕作の業務の規模の縮小後の期間平均生産面積

期間平均生産面積
全体 30ha
45ha/30ha × 20ha

経営面積
20ha

期間平均生産
面積
小麦 16.7ha
30ha/45ha ×
25ha

経営面積
20ha

期間平均
生産面積
大豆 13.3ha

30ha/45ha × 20ha

※一度消滅した期間平均生産面積を再び登録することはできません。

Ⅲ もっと詳しくお知りになりたい方へ

(1) 例1～3の解説

例2及び例3は水田・畑作経営所得安定対策実施要領第5の1の(4)及び(5)に規定されている期間平均生産面積の移動のルールについて、経営面積が30haであって期間平均生産面積が小麦25ha、大豆20haを有する生産者が経営面積を10ha移動させた場合を例に説明したものである。

1 移動できる期間平均生産面積の上限に関するルール

図の上段(移動前)は、相手方に移動できる期間平均生産面積の上限を説明したものである。移動できる期間平均生産面積の上限は、原則として移動する経営面積までとなるが、例のように「経営面積<期間平均生産面積の合計面積」となっている場合は、実施要領第5の1の(4)のただし書きの規定により、移動できる期間平均生産面積の上限は以下の式で計算される。

$$\text{移動できる期間平均生産面積の上限面積} = (\text{移動する経営面積}) \times \frac{(\text{移動前の期間平均生産面積の合計面積})}{(\text{移動前の経営面積})}$$

例では、移動する経営面積が10ha、移動前の期間平均生産面積の合計面積が45ha、移動前の経営面積が30haであることから

$$10\text{ha} \times \frac{45\text{ha}}{30\text{ha}} = 15\text{ha} \text{ が移動できる期間平均生産面積の上限面積となる。}$$

一方、移動できる期間平均生産面積の下限は常に0haであることから、この例では期間平均生産面積は出し手と受け手の合意により0ha～15haの範囲で任意に移動できることになる。

また、期間平均生産面積の移動に際して、その特定対象農産物に係る期間平均生産面積を移動するかその内訳は任意である。例2では大豆に係る期間平均生産面積を10ha移動しているが、例えば、大豆5ha、麦5haとしてもよいし、麦10haとしてもよい。これも両者の合意により決められる。

2 移動後に保有できる期間平均生産面積の上限に関するルール

図の下段(移動後)は、経営面積を移動した後に規模を縮小した者が保有できる期間平均生産面積の上限を説明したものである。縮小後に保有できる期間平均生産面積の上限は、原則として縮小後の経営面積までとなるが、例のように「縮小前の経営面積<縮小前の期間平均生産面積の合計面積」となっている場合は、縮小後に保有できる期間平均生産面積の上限面積は以下の式で計算される。

$$\text{縮小後に保有できる期間平均生産面積の上限面積} = (\text{縮小後の経営面積}) \times \frac{(\text{縮小前の期間平均生産面積の合計面積})}{(\text{縮小前の経営面積})}$$

例では

$$20\text{ha} \times \frac{45\text{ha}}{30\text{ha}} = 30\text{ha} \text{ が縮小後に保有できる期間平均生産面積の上限面積となる。}$$

このため、例2では期間平均生産面積を10ha移動させた残りは45ha-10ha=35haであるが、これは保有できる期間平均生産面積の上限を超えていることから、(自動的に)30haまで圧縮され、35ha-30ha=5ha分は消滅する。同様に、例3では保有できる期間平均生産面積は45haから30haまで(自動的に)圧縮され、45ha-30ha=15ha分は消滅する。

また、期間平均生産面積を上限まで圧縮する場合の特定対象農産物別の内訳については、実施要領第5の1の(5)のまた書き以下の規定により、相手方に移動した後の残りの特定対象農産物別の期間平均生産面積の面積比率に応じて圧縮することとなる。

すなわち、例2では、期間平均生産面積10haを移動した後に残った小麦:大豆=25:10が期間平均生産面積の合計面積を圧縮する際の特定対象農産物別の比率となり、

$$\text{縮小後の期間平均生産面積(小麦)} = 25\text{ha} \times \frac{30\text{ha}}{35\text{ha}} = 21.4\text{ha}$$

$$\text{縮小後の期間平均生産面積(大豆)} = 10\text{ha} \times \frac{30\text{ha}}{35\text{ha}} = 8.6\text{ha}$$

となる。

また、例3では、小麦:大豆=25:20が期間平均生産面積の合計面積を圧縮する際の特定対象農産物別の比率となり、

$$\text{縮小後の期間平均生産面積(小麦)} = 25\text{ha} \times \frac{30\text{ha}}{45\text{ha}} = 16.7\text{ha}$$

$$\text{縮小後の期間平均生産面積(大豆)} = 20\text{ha} \times \frac{30\text{ha}}{45\text{ha}} = 13.3\text{ha}$$

となる。

(2) 期間平均生産面積の合算について

合算の考え方

- ① 水田・畑作経営所得安定対策の対象となる「法人組織の認定農業者」、「特定農業法人」、「特定農業団体」及び「集落営農組織」（以下、「組織経営体」という。）は、その構成員（以下、「組織構成員」という。）の集合により一つの経営体を形成し、共同販売経理を行っているものである。

このような組織経営体は、水田・畑作経営所得安定対策実施要領において、組織構成員個々の期間平均生産面積を組織経営体に集約し、その期間平均生産面積を合算した上で組織経営体名義の交付申請を行うことができるものとしている。

水田・畑作経営所得安定対策実施要領(抜粋)

第5 生産条件不利補正交付金

1 過去の生産実績に基づく交付金

(6) 面積保有者が組織の構成員である場合の期間平均生産面積の算定

ア 認定農業者（法人に限る。）又は集落営農組織に係る期間平均生産面積は、当該組織の構成員である面積保有者の期間平均生産面積を合算したものとすることができるものとする。

この場合において、当該面積保有者が当該組織を脱退するときは、当該組織の期間平均生産面積から当該面積保有者の期間平均生産面積を控除するものとする。

- ② このように、組織経営体の期間平均生産面積は、組織構成員の期間平均生産面積を合算したものとするため、期間平均生産面積の名義自体が組織構成員から組織経営体に移るものではないと解される。

このため、組織構成員が組織経営体を脱退する場合、その脱退と同時に、当該組織構成員の期間平均生産面積は交付対象から除かれることとなる。

- ③ また、組織構成員の期間平均生産面積は、組織構成員ごとに管理されることとなる。

このため、組織構成員が個々に他の担い手に対して利用権設定等による期間平均生産面積の移動を行ったり、農地転用等により経営規模を縮小した場合については、それぞれのルールにより期間平均生産面積を増減する措置を行い、その上で、組織経営体に期間平均生産面積を合算することとする。

- ④ 例えば、ブロックローテーションにより転作作物の生産に取り組んでいる場合、組織経営体で水田・畑作経営所得安定対策に加入するのであれば、その組織の構成員に設定されるすべての過去の生産実績を合算した上で、その組織経営体が交付金の交付を受けることが可能である。

IV 過去の生産実績に基づく交付金の申請手続き

交付申請に必要な書類

- ・ 「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書（様式第4号）
- ・ 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積計算書（様式第5号）

「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書（様式第4号）の記入の仕方

申請する年月日を記入してください。

様式第4号

20年度

「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請書

平成20年4月15日

農林水産大臣 殿

申請者 住所 札幌市中央区北4条西17丁目19-6
氏名 北海 次郎

対策加入者管理コード A 0 1 0 1 9 9 9 9 6

「過去の生産実績に基づく交付金」の交付を受けたいので、以下の期間平均生産面積に基づき計算される金額の交付を申請します。
なお、農業の担い手に対する経営安定のための交付金の交付に関する法律（平成18年法律第88号）第2条第2項第3号に規定する農地（遊休農地）がないことを誓約します。

単価適用市町村名	特定対象農産物名	期間平均生産面積
札幌市	秋期には種する小麦	13,000 m ²
	大豆	40,000 m ²
	てん菜	25,000 m ²
		m ²
		m ²

(注意事項)
特定対象農産物ごとの期間平均生産面積を確認できる書類を添付してください。

青囲みは、基本的に印字されていますので、記載内容を確認して下さい。
印字の無い場合は、以下により記入して下さい。

赤囲みは、印字されていませんので、以下により記入して下さい。

申請者の住所・氏名を記入してください。

押印してください。(法人の場合は、法人名と代表者氏名を記載の上、法人の印を押印してください。)

対策加入者管理コード(Aで始まる10桁のコード)を記入してください。

単価適用市町村名は、認定農業者又は特定農業団体は認定市町村、集落営農組織は適合区域所在市町村を記入してください。

通知された特定対象農産物ごとの期間平均生産面積を記入してください。
(様式第5号と同じ期間平均生産面積を記入してください。)

交付申請書の記入にあたってのお願い

- 記入する際は、ボールペンなどで、ていねいに記入してください。特に数字は、はっきりと記入してください。
- 申請にあたっては、期間平均生産面積を証明する書類等をよく確認した上で、申請書に期間平均生産面積を間違いなく記入し、提出してください。
- 交付申請書の記載内容は交付金の交付額に直接影響がありますので、訂正印による修正もできません。誤って記入された場合は、お手数ですが、再度、新しい用紙に書き直しをお願いします。

過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積計算書(様式第5号)の記入の仕方

この様式は、基本的に前年の交付額とその交付額の基になった面積が記載済みとなっています。
この記載内容を訂正するときは、修正箇所にも二重線を引き、その上の余白部分に記入してください。
(訂正印は不要です。)

申請者本人の氏名、期間生産面積保有者コード(Bで始まる11桁のコード)、期間平均面積が記入されています。

法人や集落営農組織など、構成員の期間平均生産面積を合算して申請する場合は、「2. 構成員分」に構成員の氏名、期間生産面積保有者コード(Bで始まる11桁のコード)、期間平均面積が記入されています。

対策加入者管理コード(Aで始まる10桁のコード)が記入されています。

様式第5号 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積計算書 19年度

申請者名 氏名・組織名称 **ホッカイジロウ 北海 次郎** (代表者氏名(法人・組織のみ記入))

対策加入者管理コード **A010199996**

1. 申請者分

氏名・期間平均生産面積保有者コード	期間平均生産面積								
	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	
北海 次郎 コード:[B0101999961]	13,000 7,500	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	40,000㎡	25,000㎡	0	

2. 構成員分

合算する構成員等の期間平均生産面積の合計(内訳は別紙)	期間平均生産面積								
	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	
	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	0	

3. 合計

1と2の合計	期間平均生産面積								
	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦	はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用ばれいしよ	
	13,000 7,500	0㎡	0㎡	0㎡	0㎡	40,000㎡	25,000㎡	0	

4. 交付金額の算定

3に基づく交付金額	単価適用市町村名	札幌市								
	面積単価(円/10a)	17,659	8,150	22,234	18,972	24,677	22,721	26,817	28,509	
	交付金額	132,442円	0円	0円	0円	0円	908,840円	670,425円	0円	

5. 交付金額の合計

4の合計	1,711,707円
------	------------

(注意事項)
 (1) この計算書には、19年度の「過去の生産実績に基づく交付金」の交付金額と、その金額の算定根拠となる期間平均生産面積が記載されています。このため、交付金の交付後に移動した期間平均生産面積は、記載されていません。
 (2) 翌年度の「過去の生産実績に基づく交付金」の交付申請をする際、
 ① その金額の算定根拠となる面積と、この計算書の面積が同じ場合(期間平均生産面積の移動がない。組織の構成員等に変更がない。)は、この計算書をそのまま、
 ② その金額の算定根拠となる面積と、この計算書の面積が異なる場合(期間平均生産面積の移動がある。組織の構成員等に変更がある。)は、この計算書の面積を修正(修正したい面積の上の余白に修正内容を記入)して、交付申請書の添付書類(特定対象農産物ごとの期間平均生産面積を確認できる書類)とすることができます。

交付金額欄の修正及び記入の必要はありません。
交付金額は、前年の交付額が記載されています(前年の交付がない場合には、面積と交付額は記載されていません)。

期間平均生産面積の移動の手続について

田又は畑の権利移動又は農作業受委託を行った場合、他の方へ期間平均生産面積を移動することができます。期間平均生産面積の移動を行う方は、以下の様式により手続きを行ってください。

また、経営規模を縮小した方で、保有できる期間平均生産面積の上限を超えた方も同様の手続きが必要です。

〔 まだ登録していない基準期間（16～18年度）内移動に関する手続きを行いたい方は、お近くの受付窓口に相談してください。 〕

過去の生産実績に基づく交付金の期間平均生産面積登録書(当年度移動)(様式第6号)の記入の仕方

様式第6号 過去の生産実績に基づく交付金の期間平均

申請年月日 平成20年 4月15日 申請書の枚数 1 枚中 1 枚目 都道府県名 北海道 農政局・農政事務所名

申請者名

フリガナ	ホッカイ ジロウ	
氏名・組織名称	北海 次郎	代表者氏名(法人・組織のみ記入)

1. 申請者分 **B**で始まる11桁のコードを記入してください。

氏名	期間平均生産面積保有者コード	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦
北海 次郎	B0101999961	11,000 m ²	m ²	m ²	m ²

2. 移動分(期間平均生産面積の移動を行う者のみ記入) **期間平均生産面積の移動を伴わない場合は記載しません。経営規模が減少する場合、保有できる期間平均生産面積の上限を超えていないか確認してください。**

通し番号	増減区分	経営面積の移動要因	氏名	期間平均生産面積保有者コード	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦
1	増加 減少	経営規模減少			m ²	m ²	m ²	m ²
2	増加 減少	経営規模増加			m ²	m ²	m ²	m ²
3	増加 減少	農作業受委託契約の締結	地域 耕太	B0101999931	5,000 m ²	m ²	m ²	m ²
4	増加 減少	農作業受委託契約の解除	統計 営司	B0101999920	3,000 m ²	m ²	m ²	m ²

3. 合計

申請者保有量と移動量の合計	小麦(秋)	小麦(春)	二条大麦	六条大麦
この欄の面積が様式第5号の申請者分に転記されます。	13,000 m ²	m ²	m ²	m ²

農政事務所担当者記載欄

申請者の持ち分と移動を行った結果を合計した面積を記入してください。この例の場合は④＝①＋②－③の計算結果を記入してください。

期間平均生産面積の移動申請を行う方の氏名を記入してください。

農地の移動があった日付順に上から連番で記入してください。

申請者の期間平均生産面積が増える場合は、増加に○をつけてください。

申請者の期間平均生産面積が減る場合は、減少に○をつけてください。

過去の生産実績に基づく交付金の交付は、1年度に1回限りです。そのため、交付金が交付された期間平均生産面積が、その交付された年度内に移動した場合、移動後のその期間平均生産面積に対して、再度は交付されません。

期間平均生産面積の移動がある場合は、移動の手続きを済ませた後、その期間平均生産面積の出し手と受け手の両者が、当該交付金の交付申請を行うようにしてください。

Aさん (受け手)

期間平均生産面積の移動(増加)の手続き



交付申請の手続き

Bさん (出し手)

期間平均生産面積の移動(減少)の手続き



交付申請の手続き

両者が揃ってから交付決定

移動の手続きと交付申請を同時に行うこともできます

均生産面積登録書 (当年度移動)

北海道農政事務所

〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目19-6

対策加入者管理コード: A 0 1 0 1 9 9 9 9 6

Aで始まる10桁のコードを記入してください。

平成19年に過去の生産実績に基づく交付金の交付申請をした時の期間平均生産面積、経営規模を記入してください。

はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ	計	当年度の 経営面積
㎡	40,000	㎡	25,000	㎡	78,000
㎡		㎡		㎡	100,000

はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ	計	経営面積の 移動面積	移動後の 経営面積	移動に係る関係者 間の合意書	使用収益権等の移 転等を認める書 類又は農作業委 託契約書(写)	移動後の経営面積 を確認できる書類
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	10,000	90,000	添付した <input type="checkbox"/>	添付した <input checked="" type="checkbox"/>	添付した <input type="checkbox"/>
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	25,000	115,000	添付した <input type="checkbox"/>	添付した <input checked="" type="checkbox"/>	添付した <input type="checkbox"/>
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	5,000	6,000	添付した <input checked="" type="checkbox"/>	添付した <input checked="" type="checkbox"/>	添付した <input checked="" type="checkbox"/>
㎡	㎡	㎡	㎡	㎡	3,000	3,000	添付した <input checked="" type="checkbox"/>	添付した <input checked="" type="checkbox"/>	添付した <input checked="" type="checkbox"/>

(自己転用や草地の畑地化等による場合は)農地の縮小または増加に係る面積を記入してください。

申請者の移動後の経営面積を記入してください。

「経営面積の移動要因」欄に記載した内容の経営規模の移動面積を記入してください。経営規模の移動の要因を証明する書類(農作業委託契約書、農地売買契約書等)を添付してください。

左記の方の移動後の経営面積を記入してください。

<必要な添付書類>

- ア 当該移動に係る関係者間の合意書(必須)
- イ 使用収益権等の取得等を証する書類又は農作業委託契約書(写)(必須)
- ウ 相手方の移動後の実施要領第3の2の経営面積を証する書類
増減区分欄の「増加」に○がついていれば、移動の上限ルールの確認のため、「相手方の移動後の経営面積を証する書類」が必要です。
- エ 申請者の移動後の実施要領第3の2の経営面積を証する書類
増減区分欄の減少に○がついていれば、移動の上限ルールの確認のため、「申請者の移動後の経営面積を証する書類」が必要です。

はだか麦	大豆	てん菜	でん粉原料用 ばれいしょ	計	移動後の 経営面積
㎡	40,000	㎡	25,000	㎡	78,000
㎡		㎡		㎡	118,000

申請者の移動後の経営面積を記入してください。

問い合わせはお近くの受付窓口へ！

ご不明な点は、最寄りの地域課、統計・情報センターにお問い合わせください。

受付窓口	郵便番号	住 所	電話番号	FAX番号
地域第一課	003-0029	札幌市白石区平和通2丁目北5-10	(011)863-6031	(011)863-6033
地域第二課	040-0032	函館市新川町25-18 函館地方合同庁舎	(0138)26-7800	(0138)26-7744
地域第三課	047-0007	小樽市港町4番3号	(0134)23-2535	(0134)23-2532
地域第四課	070-0902	旭川市春光町3639番地2	(0166)51-4296	(0166)51-4222
地域第五課	085-0006	釧路市双葉町5番6号	(0154)23-4401	(0154)23-4403
地域第六課	080-0016	帯広市西6条南7-3 帯広地方合同庁舎	(0155)24-2401	(0155)24-2420
地域第七課	090-0017	北見市高砂町2番3号	(0157)23-4171	(0157)23-5358
地域第八課	068-0825	岩見沢市日の出町24番地9	(0126)22-3261	(0126)22-3263
地域第九課	053-0005	苫小牧市元中野町3丁目3番6号	(0144)32-5345	(0144)32-5347
地域第十課	095-0014	士別市東4条2丁目7番地2	(0165)22-3143	(0165)22-3145
地域第十一課	073-0024	滝川市東町1丁目1番9号	(0125)22-1511	(0125)22-1637
音更統計・情報センター	080-0104	河東郡音更町新通8丁目5	(0155)42-2062	(0155)42-3786
池田統計・情報センター	083-0034	中川郡池田町字利別本町153-2	(015)572-2239	(015)572-2349
網走統計・情報センター	093-0078	網走市北8条西5-2-8	(0152)43-2707	(0152)43-2759
遠軽統計・情報センター	099-0403	紋別郡遠軽町1条通北4丁目2-1	(0158)42-2719	(0158)42-5249
新ひだか統計・情報センター	056-0005	日高郡新ひだか町静内こうせい町2-3-1	(0146)42-0519	(0146)43-0945

編集・発行／農林水産省北海道農政事務所（平成20年5月発行）

〒060-0004 札幌市中央区北4条西17丁目 電話 011-642-5410 FAX 011-642-5509

ホームページ <http://www.maff.go.jp/hokkaido/index.html>